

## 品川区住民税非課税世帯エアコン購入費等助成事業実施要綱

制定 令和8年4月1日 区長決定 要綱第110号

(目的)

第1条 この要綱は、経済的な理由により自宅に家庭用エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）を設置していない、または現に設置しているエアコンが故障している住民税非課税世帯に対し、エアコンの購入および設置に要する費用（以下「エアコン購入費」という。）を助成する事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、夏季における熱中症による健康被害の予防を図ることを目的とする。

(助成の対象世帯)

第2条 助成の対象となる世帯（以下「助成対象世帯」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす世帯とする。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 品川区（以下「区」という。）に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき区の住民基本台帳に記録されている者を構成員とする世帯であること。
- (2) 申請日時点で令和7年度分または令和8年度分の特別区民税が非課税である世帯であること、または生活保護法による被保護世帯であること。
- (3) 居住している住宅内の全居室においてエアコンがない、または故障等により使用できるエアコンがない世帯であること。
- (4) 生活保護法による被保護世帯である場合は、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局通知）第7の2(6)ウに基づく冷房器具およびその設置費用の支給を受けることができない世帯であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、助成対象としない。

- (1) 租税条約による免除の適用の届出によって特別区民税均等割が課されていない者を含む世帯
- (2) 当該年度の特別区民税が未申告である者を含む世帯

(助成対象機器)

第3条 助成の対象となるエアコンは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 助成金の交付決定後、令和8年8月31日までに、区内の指定する店舗または事業者（以下「販売店」という。）において購入した、壁または窓

枠に固定して設置するエアコン（新品の製品に限る。）であること。ただし、やむを得ない事情があると区長が認める場合は、この限りでない。

(2) 助成対象世帯が居住する住宅に設置するものであること。

(3) 事業の用に供するものでないこと。

2 この要綱による助成の対象となるエアコンの台数は、1世帯当たり1台とする。

3 助成を受けようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、省エネ性能の高い機器の購入に努めなければならない。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げるエアコン購入費で、1世帯につき10万円を限度とする。ただし、エアコン購入費が10万円に満たない場合は、実際にかかった額を限度額とする。

(1) 本体購入費

(2) 配送費

(3) 設置工事費

(4) 撤去費（リサイクル料など）

2 申請者またはその世帯員が自らエアコンの設置工事を行った場合、当該設置工事に要した費用は、助成対象に含まないものとする。

3 販売店の延長保証料および電池等消耗品費は、助成対象に含まないものとする。

4 販売店が購入者等に付与するポイントについては、販売店ごとのポイント・円換算に応じ、助成金の額の計算に含まないものとする。

（助成金の申請）

第5条 申請者は、エアコンを購入する前で、令和8年8月14日までに品川区住民税非課税世帯エアコン購入費等助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により、区長に申請しなければならない。ただし、申請者は、申請前であって、令和8年5月1日から令和8年7月31日までの間に、区に対して事前に協議のうえ、区が実施する訪問調査を受けなければならない。

2 前項の規定により、同一の住宅に居住する複数の世帯から申請があった場合、重複して申請することは原則としてできないものとする。

（助成金の決定および通知）

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成を適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、品川区住民税非課税世帯エアコン購入費等助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成を不適当と認めたときは、品川区住民税非課税世帯エアコン購入費等助成金不交

付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求および受領の委任）

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成金の請求および受領を販売店に委任するものとする。この場合において申請者は、品川区住民税非課税世帯エアコン購入費等助成金購入実績報告書兼請求書（第4号様式）に、助成金の請求および受領を委任する旨を記入し、販売店に提出しなければならない。

（助成金の請求）

第8条 前条の規定による委任を受けた販売店は、助成金を請求するときは、申請者から販売店に対して助成金の請求および受領を委任する旨が記載された品川区住民税非課税世帯エアコン購入費等助成金購入実績報告書兼請求書（第4号様式）に、エアコンの購入費、設置工事費および当該エアコンを設置したことを確認することができる書類を添えて、申請を行った日の属する会計年度内において速やかに区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定により当該エアコンを設置したことを確認するため、必要に応じて、エアコンを設置した自宅の訪問調査を行うものとする。

（助成金の額の確定および通知）

第9条 区長は、前条の規定による助成金の請求内容を審査し、助成金の額を確定したときは、助成決定者に対して品川区住民税非課税世帯エアコン購入費等助成金交付額確定通知書（第5号様式）により、第8条の規定により助成金の請求を行った販売店に対して品川区住民税非課税世帯エアコン購入費等助成金振込通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（助成金の支給方法）

第10条 区長は、第9条の規定により助成金の額の確定を行った後、原則として口座振込により販売店に助成金の支給を行う。ただし、販売店が金融機関に口座を開設していないなどのやむを得ない事情により、口座振込による支給が困難な場合に限り、助成金を現金により支給することができる。

（代理受領）

第11条 前条の規定により区長から販売店に助成金を交付したときは、助成決定者に対し助成金の交付があったものとみなす。

（書類の不備による振込不能等の取扱い）

第12条 区長は、第9条の規定により助成金の額の確定を行った後、第8条の規定による助成金の請求に係る書類の不備による振込不能等があり、区において確認等に努めたにもかかわらず、当該書類の補正が行われないことその他助成決定者の責に帰すべき事由により助成金の支給ができなかったときは、当該助成に係る申請は次条第1項第4号に規定する助成を辞退したもの

とみなす。

(助成決定の取消し)

第13条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動を助長し、または暴力団の運営に資すると認められるとき。
- (3) 第2条に規定する要件を備えなくなったとき。
- (4) 助成を辞退したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、品川区住民税非課税世帯エアコン購入費等助成金交付決定取消通知書（第7号様式）に理由を付して、その旨を当該取消しに係る申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第14条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金の交付がされているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(機器の管理等)

第15条 エアコン購入費の助成を受けた者は、最善の注意をもって当該助成を受けた機器を使用し、および維持管理しなければならない。

2 エアコン購入費の助成を受けた者は、事業の目的に反して当該助成を受けた機器を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。